

# 総合評価方式における「新分野進出」の取扱いについて

令和5年4月  
入札監理課

- 総合評価方式における「新分野進出」の評価項目については、令和6年4月1日以降の入札公告案件から福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けている場合のみ評価対象となります。
- 令和5年度は経過措置期間になりますので、評価基準をご確認のうえ対応するようお願いいたします。

## 1 評価基準について

- (1) 福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けている場合
- (2) 令和5年度は経過措置とし、福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けていない場合で次の要件を満たす場合
  - ・平成13年4月1日以降に建設業以外の分野へ進出した実績がある県内企業であること。
  - ・新法人設立等においては、51%以上の株式を保有していること。
  - ・基準日までに1年以上継続して当該事業を営んでおり、かつ、廃業していないこと。
  - ・新分野事業に係る年間売上額が100万円以上であること。

### 注意！

令和6年度からは「福島県建設業新分野進出企業認定事業」の認定を受けている場合のみ評価されます。  
認定を受けるためには要件等がありますので注意してください！

## 2 関連情報の掲載先について

○福島県建設業新分野進出企業認定事業について

：福島県土木部建設産業室

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/shinbunya.html>

福島県HP > 組織で探す > 建設産業室 > 地域に根ざした建設業新分野進出応援事業

○総合評価における評価基準について

：福島県総務部入札監理課（福島県の公共工事に係る総合評価方式参加の手引）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/567735.pdf>

福島県HP > 組織で探す > 入札監理課 > 総合評価方式（公共工事）